

**あいち・ウーマノミクス推進事業「女性起業家育成・促進事業」**  
**企画提案書募集要項**

**※ 本事業の実施は、国のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定を条件とする。**

**1 事業名**

「あいち・ウーマノミクス推進事業『女性起業家育成・促進事業』」

**2 事業の目的**

本県の女性は、大学進学・就職等をきっかけに、関東圏へ流出する傾向にあり、特に若い世代において、男性に対する女性の割合が他の地域に比べ低い傾向にある。

より多くの女性の愛知への定着と、女性の活躍を通じた産業の振興を図るため、本県では2015年度から「あいち・ウーマノミクス推進事業」を実施している。

その一環として、当事業では、女性の起業を支援し、県内での女性の起業の促進や起業しやすい環境整備を図り、起業後も県内で継続的に発展していける環境づくりを行うため、既に起業した女性起業家を対象に事業の本格的な拡大を支援するための伴走支援を行う支援プログラム及び、起業前の女性を対象に起業へのマインド醸成等を行うセミナー等を開催するプログラムの実施や、県内女性起業家・支援機関等のコミュニティ形成の促進を図る。

**3 委託業務内容**

別添委託業務仕様書のとおり

**4 募集期間**

2024年3月25日（月）から2024年4月18日（木）午後5時まで

**5 応募資格**

応募資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛知県の「令和6・7年度入札参加資格者名簿」に登載されていること。  
ただし、4月1日時点で上記名簿の分類に登載されていないものの5月1日の名簿に登載見込みの場合は、「あいち電子調達共同システム（物品等）入札参加資格申請システム」にログインし、メニューから「申請・審査状況確認」ページ及び「申請内容表示」ページを印刷し、提出することをもって本要件を満たすものとする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していないものでないこと。また、6か月以内に手形、小切手を不渡りしたものでないこと。

- (9) 複数の企業で組んだ共同事業体として応募する場合は、構成する全ての企業が上記(1)～(8)の要件を満たすこと。

## 6 契約条件

- (1) 契約形態  
別添契約書(案)に基づく委託契約とする。
- (2) 契約金額限度額  
7,147,966円(消費税及び地方消費税込み)
- (3) 契約期間  
契約締結日から2025年3月19日(水)までとする。
- (4) 委託費の支払  
精算払いとする。
- (5) 契約保証金  
愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第129条の3に該当する場合は、全部又は一部を免除する。
- (6) 対象とならない経費
- ・建物等施設に関する経費
  - ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)の備品購入費 ※リースで対応すること
  - ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - ・参加者への旅費・宿泊費・飲食費・販促品提供費
  - ・その他事業に関係のない経費
- (7) その他  
委託先として選定されるには、契約書を始め愛知県財務規則の規定に合意することが要件となる。また、企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算額と同じになるとは限らない。

## 7 応募方法等

- (1) 企画提案書の提出

### ア 提出書類

提出書類	様式・内容等	備考
① 企画提案書	様式1を使用	
② 経費積算書	様式2を使用	
③ 過去に実施した本受託事業に類似した業務の実績	任意様式(A4 4枚程度)	
④ 会社の概要が分かる資料		
⑤ 定款又は寄付行為の写し		法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの
⑥ 決算報告書	直近2期分	
⑦ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書	様式3を使用	内容を証明する書類の写しを添付
⑧ 共同事業体協定書の写し、委任状		共同事業体の場合のみ 構成員ごとに、④～⑦を提出

## イ 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

※副本には、上記アの「⑥決算報告書」、「⑦社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」、「⑧共同事業体協定書の写し、委任状」は添付不要

## ウ 提出期限

2024年4月18日（木）午後5時（必着）

## エ 提出方法

郵送（「配達証明」に限る。）又は持参

## オ 提出先

愛知県 経済産業局 産業部 産業政策課

広報・企画調整グループ（担当：佐藤）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁本庁舎2階）

電話 052-954-6330

## (2) 応募に関する質問

本事業提案に関する質問は、2024年4月3日（水）午後5時までの間、下記電子メールで受け付ける。

・電子メールアドレス：sangyo-seisaku@pref.aichi.lg.jp

・電子メールの件名：「ウーマノミクス推進事業に関する質問」

なお、質問に対する回答は、2024年4月8日（月）までに質問者あて電子メールで回答するほか、下記WEBページに掲載する。

<https://www.pref.aichi.jp/site/womenomics/kigyos2024.html>

ただし、質問内容が質問者固有の内容である場合は、回答はホームページに掲載しない。

## (3) 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・企画提案は1事業者1案とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・事業実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議、調整のうえ、変更することがある。
- ・その他詳細については、県と打合せのうえ行うものとする。

## 8 選定数

1者

## 9 選定方法

### (1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーションによる審査を行う。

ただし、3者を超える企画提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、県において書面による予備審査を行い、上位3者を選定委員会での審査の対象とする。

予備審査は選定委員会と同様の基準にて審査する。また、必要に応じて追加資料の

提出を求めることがある。

なお、予備審査及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

(2) 選定委員会について（別途通知します。）

ア 開催日

2024年5月10日（金）

イ 会場

愛知県庁自治センター

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、プレゼンテーションにより審査を行う。

(3) 審査基準

ア 事業の実施体制等について

- ・実施体制の実効性、スケジュールの適切さ
- ・類似事業の実績

イ 事業実施内容

(ア) 「女性起業家スケールアップ支援プログラム」実施業務

- ・メンターの人選の適切性及びスケールアップへの実効性
- ・キックオフにおける勉強会の講師・内容の適切性及びスケールアップへの実効性
- ・伴走支援の実施体制は切れ目なく、メンタリング間を補強できる体制となっているか。
- ・勉強会等の講師・内容とメンタリングとの相乗効果

(イ) 「女性起業家シードプログラム」実施事務

- ・講師人選・テーマ・開催候補地の適切さ・集客効果
- ・県内女性起業家の裾野の拡大への効果

(ウ) 県内女性起業家・支援機関等のコミュニティ形成の促進

- ・登壇者候補の適切さ及び集客効果
- ・内容の集客効果
- ・コミュニティ形成の促進効果

ウ プログラムの情報発信業務について

事業への訴求効果

エ 委託業務経費について

経費項目・金額の妥当性

オ 追加提案業務

独創性、波及効果

カ 社会的価値の実現に資する取組の実施について

- (4) 選定結果は、全応募者に対して書面で通知する。なお、審査結果についての問合せには応じない。

## 10 契約

選定委員会において第1位の企画提案者に選考された応募者と協議、調整のうえ、契

約を締結する。なお、協議等が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

## 11 スケジュール（予定）

2024年4月18日（木）	企画提案書提出期限（午後5時まで）
2024年5月10日（金）	審査、委託先の決定、契約、事業開始
2025年3月19日（水）	事業完了

## 12 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（別紙様式）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。
  - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合。
  - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
  - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。
- (3) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。
- (4) 本公募は、国のデジタル田園都市国家構想交付金での交付決定を条件とする。

## 13 問合せ先

愛知県 経済産業局 産業部 産業政策課 広報・企画調整グループ（担当：佐藤）  
住 所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階  
電 話 052-954-6330  
電子メール sangyo-seisaku@pref.aichi.lg.jp

・企画提案書提出後に辞退する場合は、本書をご提出ください。

企 画 提 案 参 加 辞 退 届

年 月 日

愛知県知事殿

(企業名)

(代表者職氏名)

あいち・ウーマノミクス推進事業「女性起業家育成・促進事業」企画提案の参加を  
辞退します。